

青森市国民保護計画の変更（案）について

1 「市町村国民保護計画変更の手引」の修正等に伴う変更について

県作成の「市町村国民保護計画変更の手引（R3. 3. 29）」の修正及び国民保護法との整合のため、青森市国民保護計画を変更します。

【主な変更内容】

- 国作成の「市町村国民保護モデル計画（H18. 1）」において、緊急処理事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うとしていることから、「武力攻撃事態等」を「武力攻撃事態等又は緊急処理事態」と併記
- NBC（核・生物・化学）攻撃の場合の対応を追加
- 退避の指示を解除した場合に、直ちにその旨を公示することを追加
- 武力攻撃事態等における警報の内容の伝達方法に、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を追加

2 組織・機構の見直しに伴う部・課名、担当業務の変更について

令和3年度の組織・機構の見直しに伴い、部・課・室の新設や廃止が行われたことから、青森市国民保護対策本部等の編成及び担当業務を変更します。

3 用語、名称等の変更について

次のとおり、用語、名称等を変更します。

変更前	変更後
浪岡区長	削除
浪岡事務所	浪岡振興部
死体	遺体